

加賀市議会国際交流推進議員連盟規約

(名称)

第1条 この連盟は、加賀市議会国際交流推進議員連盟(以下「連盟」という。)と称する。

(目的)

第2条 連盟は、海外諸都市との姉妹都市又は友好都市提携をはじめ、国際的な政治、経済、学術、文化、スポーツ交流活動及び海外交流人口の拡大を推進し、もって本市の国際化を図り、市民福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 海外各都市との相互交流事業
- (2) 海外各都市の調査・研究事業
- (3) 外国人誘客に係る調査・研究事業
- (4) 前3号に掲げる事業に資する議員派遣事業
- (5) その他役員会で決定した事業

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛意を表する加賀市議会議員(以下「会員」という。)をもって組織する。

(役員)

第5条 連盟に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

2 前項に規定する者のほか、会長が必要と認めるときは、顧問及び相談役を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 前条第1項に規定する役員は、総会において選任するものとする。

- 2 前条第2項に規定する顧問には議長をもって充てるものとし、相談役については、会長が指名する。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(役員職務)

第7条 会長は連盟を代表するほか、総会及び役員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐する。但し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、これを代理する。
- 3 理事は、事業の企画立案を行い、連盟の運営・連絡調整を担当する。
- 4 会計は、連盟の経理を統括する。
- 5 監事は、連盟の会計を監査する。

(会議)

第8条 連盟に次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- (総会)

第9条 総会は毎年1回開催する。ただし、役員会の決定により臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会は、連盟の重要事項について議決する。
- 3 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立する。
- 4 総会の議事は、出席した会員(議長を除く。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、理事及び会計をもって構成し、役員会の議事は、出席した役員(議長を含む。)の過半数をもって決する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めたときに開くものとする。ただし、役員(監事を除く。)の3分の2以上の要求があれば、会長はこれを開かなければならない。

(経費)

第11条 連盟の所要経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

- 2 連盟の予算及び決算は、総会の議決を経なければならない。

(会費)

第12条 会員の会費は、年額3千円とする。ただし、入会初年度の会費は、入会の日の属する月から月割りで計算した額とする。

- 2 前項の会費のほか、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。
- 3 連盟の解散時を除き、会員が既に納入した会費は返還しない。

(会計年度)

第13条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、加賀市議会内に置く。

(規約の改正)

第15条 この規約は、総会の議決により改正することができる。

(解散)

第16条 連盟は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成をもって解散することができる。

- 2 解散に伴う必要な清算を行った後に、なお残余金が生じたときは、役員会の決定に基づき会員に還付する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、連盟の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、平成26年4月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月22日から施行する。

加賀市議会国際交流推進議員連盟 申し合わせ事項

1. 連盟は、市議会議員をもって構成するため、その活動は、民間の各種団体(日中友好協会、日ロ協会、日韓協会など)の活動とは別のものとする。
2. 会費(年額3千円)は、毎年4月の議員報酬から天引きする。

附 則

この申し合わせ事項は、平成26年4月8日から施行する。